

川西市コーチングによる学習支援事業
企画提案競争（プロポーザル）評価委員会設置要領

（設置及び目的）

第1条 川西市コーチングによる学習支援事業の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市コーチングによる学習支援事業企画提案競争（プロポーザル）評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。
- （2） 提案書の審査に関すること。
- （3） 事業者の選定に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は川西市教育委員会事務局教育推進部長をもって充てる。
- 3 副委員長は教育推進部副部長をもって充てる。
- 4 委員は教育推進部副部長（教育保育担当）、教育推進部副部長（社会教育・図書館・公民館担当）並びに教育委員をもって充てる。
- 5 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、市長が指名する者をもって委員に充てることができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 評価委員会の庶務は、川西市教育委員会事務局教育推進部教育保育課において処理する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

（要領の失効）

- 2 この要領は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。